

機関内の責任体系及び窓口

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく機関内の責任体系及び窓口について

1. 責任体系

1) 最高管理責任者 = 学長

本学の研究費の運営・管理について最終責任を負う者で、本学における研究費の不正使用の防止を総括し、学長がその責を担う。学長は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（兼：研究倫理教育部門責任者）が責任を持って研究費の運営・管理、研究倫理教育が行えるよう、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針、諸規程の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。

2) 統括管理責任者 = 副学長又は最高管理責任者が指名する者

最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の運営・管理、研究倫理教育等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を実施し、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者。

令和3年4月1日現在、医学研究科長が指名され、最高管理責任者を補佐し、法人全体を統括する。

3) コンプライアンス推進部門責任者（部門長：研究科長、学部長、附属病院長、総務局長）

コンプライアンス推進部門責任者は、各部門における公的研究費の運営及び管理、研究倫理教育について統括する実質的な責任と権限を持つ者。統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策として定期的に啓発活動を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

不正防止を図るため、部局等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の実施、研究者等に求められる倫理規範を修得するための「研究倫理教育」を実施し、受講状況を管理監督する。

4) コンプライアンス推進部門副責任者

コンプライアンス推進部門責任者の統括の下、実際に管理監督を行う。

5) 研究倫理教育部門責任者（部門長：研究科長、学部長、附属病院長、総務局長）

研究倫理教育部門責任者は、部門における研究倫理の推進及び研究活動に係る不正行為の防止を図るため、公正な研究活動を推進し、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。また、統括管理責任者の指示の下に、研究倫理の推進に関する定期的な教育、研究分野及び部門等の特性に応じた研究資料等の保存方法の策定及び管理に関する教育、研究者等に対する研究資料等の作成及び保存に関する教育を行う。

2. 窓口

- ・事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を研究戦略推進センター研究企画・管理室とする。（03-3813-3111 内線3225）
- ・研究機関全体の観点から、「順天堂大学における研究倫理推進計画」の推進を担当する部署を研究戦略推進センター研究企画・管理室とする。
- ・公的研究費の使用に関するルール等について、順天堂大学内外からの相談・通報（告発）窓口は、総務局企画調査室長とする。（03-3813-3111 内線3103）
- ・臨床研究全般に係る通報・相談窓口は、順天堂医院臨床研究・治験センターとする。（03-3813-3111 内線3832）
- ・相談窓口においては、不正に関する通報（告発）があった場合、直ちに最高管理責任者に伝えるものとする。